平成２２年（フ）第６９号
香川県丸亀市田村町1290番地　畑山アパート東２号
債務者　穐山　明美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７８号
香川県丸亀市郡家町1727番地53、住民票上の住所愛媛県新居浜市萩生2495番地の６
債務者　松元　美香
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第８６号
香川県丸亀市山北町586番地34
債務者　浮邉　　大
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４３３号
千葉県我孫子市我孫子３丁目29番19号
債務者　岡本　澄子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４３５号
千葉県我孫子市柴崎台３丁目22番26号　101号
債務者　玉井　喜昭
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４４０号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区56棟406号
債務者　新倉　望美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５１５号
北九州市八幡西区相生町14番３号
債務者　西山　　勝
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６０８号
北九州市小倉北区井堀２丁目１番32号
債務者　吉丸　千鶴
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６２５号
北九州市小倉北区赤坂４丁目10番２―301号
債務者　佐伯　弥生
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６７３号
北九州市八幡西区友田１丁目５番12―505号
債務者　斉藤　　忍
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４７号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目５番地１　県営赤嶺市街地住宅３―502
債務者　上江洲文月
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２５８号
沖縄県浦添市城間１丁目１番１号　メゾンエスポワール305号
債務者　根間　博志
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１４４６号
宮城県多賀城市桜木１―２―11―602号室、住民票上の住所仙台市青葉区中山５丁目13番25号
債務者　西川　哲夫
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
仙台市太白区八本松１丁目15番29―401号
債務者　土田　和子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４１３号
仙台市太白区郡山５丁目２番18号　パークカメリアＢ棟101
債務者　阿部　真紀
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
仙台市太白区東中田２丁目７番31―905号
債務者　菅野　祐子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
仙台市宮城野区蒲生１丁目４番地の３　阿部アパート１
債務者　滝口まち子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係